

## 平成27年第4回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年3月27日(金曜日)午後3時30分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監兼教育施設課長、  
中本教育政策課長、川治学校教育審議監兼学校指導課長、豊吉岐阜東幼稚園長、  
鈴木学校保健課主幹（課長代理）、種田岐阜商業高等学校事務長、  
内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、  
杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、菅沼市民体育課長、  
長谷川教育政策課政策係長、松田教育政策課管理係長、真野教育政策課主任
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
久保田教育政策課主幹
- 6 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第3 会議録署名者の指名
  - 第4 諸般の報告
    - (1) 平成27年第1回岐阜市議会定例会について(教育政策課)
    - (2) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
    - (3) 歴史博物館 分館 企画展「軌跡の情景 稲葉 徹應 展」について(歴史博物館)
  - 第5 議事
    - (1) 第15号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
    - (2) 第16号議案 岐阜市教育委員会事務局、教育委員会が所管する学校及び所管するその他の教育機関に勤務する職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
    - (3) 第17号議案 岐阜市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定について

(教育政策課)

- (4) 第18号議案 岐阜市育英資金貸付に関する条例施行規則を廃止する規則制定について(教育政策課)
- (5) 第19号議案 岐阜市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則制定について(学校保健課)
- (6) 第20号議案 岐阜市立図書館機能等検討委員会規則を廃止する規則制定について(図書館)
- (7) 第21号議案 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
- (8) 第22号議案 岐阜市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
- (9) 第23号議案 岐阜市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
- (10) 第24号議案 岐阜市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について(図書館)
- (11) 第25号議案 岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則を廃止する規則制定について(青少年教育課)
- ※(12) 第26号議案 教育財産の取得の申出について(市民体育課)
- ※(13) 第27号議案 岐阜市重要文化財の指定について(社会教育課)
- ※(14) 第28号議案 岐阜市学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校保健管理者の任免について(学校保健課)
- ※(15) 第29号議案 岐阜市立図書館長の任命について(図書館)
- ※(16) 第30号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(社会教育課)
- ※(17) 第31号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員等の任免について(教育政策課ほか)
- ※(18) 第32号議案 平成26年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について(教育政策課)

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後3時40分開会開議

**○後藤委員長** 只今より平成27年第4回教育委員会定例会を開会します。本日は、2人の委員が欠席していますが、4人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと思います。前回の臨時会及び前々回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いいたします。

本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** 異議なしということですので、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

**○後藤委員長** 傍聴者に申し上げます。傍聴に当たり、傍聴券裏面の注意事項を厳守していただきますようお願いします。また、岐阜市教育委員会傍聴規則第11条の規定により、本会議の録音は禁止いたします。会議運営にご協力をよろしく申し上げます。

それでは、議事日程第4の「委員長及び委員長職務代理者の選任」に移る前に、本日の市議会におきまして、私、後藤の教育委員会委員任期満了に伴う、後任の委員の任命について、議会の同意が得られました。事務局より説明をお願いします。

**○若山事務局長** 後任は、現岐阜薬科大学学長の、勝野眞吾氏です。勝野氏は、平成21年4月から6年間にわたり岐阜薬科大学学長を務め、今年度末をもって退任される予定でございます。現職のほか文部科学省の中央教育審議会委員などを歴任され、教育行政及び地方行政に明るい経験豊富な方でございます。疫学、公衆衛生学及び健康教育学を専門とし、大学の運営や学生の育成に関する実績もでございます。先に申し上げた知識や経験を活かし、学校保健、青少年健全育成及び教員養成等の分野でのご活躍が期待できると考え、教育委員会の委員をお願いするものです。

**○後藤委員長** ありがとうございます。勝野委員には、これまでの知識や経験を活かしたご活躍を期待したいと思います。

それでは、議事日程第4の「委員長及び委員長職務代理者の選任」に移ります。事務局は説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 委員長及び委員長職務代理者の選任についてご説明申し上げます。法律の規定に基づき、委員長の任期は1年とされていますが、後藤委員長におかれましては、平成27年3月31日をもって教育委員会委員の任期が満了となり、委員長も退任となります。従いまして、委員長の任期は、平成27年4月1日から1年又は委員の任期満了日までのどちらか短いほうとし、選挙によって委員長を選出いただくようお願いするものでございます。また、委員長職務代理者につきましても、同様に選挙によって選出をお願いします。

続けて、選挙の方法についてご説明申し上げます。選挙は、無記名投票により行います。教育長は、委員長を兼任することができないため、矢島委員、中島委員、小野木委員、足立委員に、新任の勝野委員を加えた5名のうちから適任者を投票用紙に記載し、投票をお願いいたします。有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。委員長職務代理者につきましても、教育長と委員長選挙の当選人となった委員を除く4名の委員のうちから適任者に投票をお願いいたします。

なお、新教育委員会制度に移行するまでの間、つまり現在の教育長の在職期間中は、委員長も在職することとされていますが、先ほど申し上げましたように、法律の規定により任期は1年で、委員の身分を喪失する際には、委員長の任期も同時に切れることとなります。小野木委員につきましては、任期が平成27年7月31日まででございます。また、矢島委員につきましては、任期が平成27年12月25日まででございますことから、お二方のいずれかが委員長となった場合は、委員長の任期もそれぞれの委員の任期末までとなります。

それでは、委員長選挙及び委員長職務代理者選挙を順に執り行いたいと存じます。まず、委員長選挙を行います。これから配布します投票用紙に適任者を記載いただき、投票箱に投票をお願いいたします。

(投票及び開票)

**○長谷川教育政策課政策係長** 只今の選挙の結果についてお知らせいたします。有効投票数は4票、そのうち勝野委員への投票が3票、小野木委員への投票が1票でございますので、勝野委員が委員長に当選いたしました。勝野委員には、4月1日から1年間の任期で委員長として務めていただくこととなります。

続きまして、委員長職務代理者の選挙に移ります。これから配布します投票用紙に、只今委員長に選出された勝野委員と教育長を除いた委員4名の中から適任者を記載いただき、投票をお願いいたします。

(投票及び開票)

**○長谷川教育政策課政策係長** 只今の選挙の結果についてお知らせいたします。有効投票数は4票、矢島委員に3票、小野木委員に1票が投票されましたので、職務代理者選挙の当選人は矢島委員でございます。任期は委員の任期と同じ12月25日まででございます。選挙の結果、委員長は勝野委員、委員長職務代理者は矢島委員と決定いたしましたので、皆様よろしくお願ひいたします。

**○後藤委員長** それでは、平成27年4月1日からは、委員長に勝野委員、職務代理者に矢島委員となりましたので、よろしくお願ひします。

それではお手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が3件、議案が18件ございます。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** では、日程第5の諸般の報告に移ります。事務局は説明をお願いします。

**○中本教育政策課長** 平成27年第1回岐阜市議会定例会についてご説明申し上げます。本日、平成27年第1回岐阜市議会定例会が閉会いたしました。本市議会における、教育委員会に関連する質問とその答弁について資料にまとめました。まず、1ページをご覧ください。24人の議員から110件の質問がございました。そのうち教育に関する質問は、11人の議員から15件ございました。広く行政全般に関する質問が多くあったかと思ひます。教育委員会に対する質問は、今まで平均して25件程度でございましたが、今議会においては15件でございました。

次に、質問の内容についてでございますが、7月18日に開館予定の「ぎふメディアコスモス」について、5番目の江崎市議と、13番の信田市議から質問があり、そのほか学校給食や運動場に関する質問がございました。ほとんどの質問が学校教育に関するもので、社会教育に関する質問は、現在の図書館に関する2件のみでございました。

まず、杉山市議の大学入試制度改革に伴う義務教育のあり方に関する質問につきましては、3ページをご覧ください。下から3行目に記載していますが、「大学入試改革を注視しながら、義務教育段階で求められる高いコミュニケーション能力とイノベーションの気風にあふれる岐阜市の子どもたちが育つよう、コミュニティ・スクールや土曜授業の仕組みを有効に活用し、育成に努力する」と教育長が答弁しました。具体的な施策は今後進められることとなります。

続きまして、和田市議の学校給食に係る包括外部監査報告に関する質問について

でございます。13ページをご覧ください。学校給食費の会計方式については、自治体によって私会計又は公会計と異なっております。岐阜市の学校給食費は、学校長が保護者から集め、食材などの物資を調達する公益財団法人岐阜市学校給食会に支払っており、岐阜市の一般会計を通していません。全国7割程度の自治体が、こうした私会計の方式を採用していますが、学校給食費の未納問題や学校教職員の事務負担の軽減などの観点から、学校給食費の公会計化を求める声があります。公会計とする利点と私会計とする利点は、それぞれございますが、現在、3割程度の自治体が公会計に移行しております。今後、岐阜市においても学校給食費の公会計化に関し、議論や研究を進めていかなければならないと考えており、記載の答弁を行ったところでございます。

**○後藤委員長** ありがとうございます。只今のご説明に関して、ご質問・ご意見等ありませんか。

**○早川教育長** 矢島委員と小野木委員にお尋ねします。元IBM会長の北城恪太郎氏や中教審会長の安西祐一郎氏が、現在の大学入試制度で求められる単純な知識や理解だけでは世界で戦えないと主張しています。例えば、高校在学中は従来の試験を行いますが、大学入試はそうした知識理解を基盤にして、プレゼンテーションやディベートを行うなど全てをアクティブラーニング化するという入試改革を行うことも考えられます。その場合、大学側は非常に大変であると思いますが、現在の小学校6年生が大学に入る際、その子どもたちにとって従来の試験のほうが公平で良いのか、それとも改めたほうが良いのか、どのように思われますか。

**○矢島委員** 中教審はそのように考えているのですか。

**○早川教育長** そうです。文部科学大臣もそのように実施すると発言しています。

**○小野木委員** アメリカのビジネススクールは、すべてケーススタディです。すべてディスカッションです。先生と生徒、生徒同士のディスカッションから自分がどのように考えるかを学んでいるのです。ビジネススクールは日本の大学院に当たることから、29歳から30歳の学生が多いと聞いています。企業での経験を有した人がそこで学んでいますので、今の18歳や19歳の年代の若者の場合はどのようになるかわかりませんが、しっかりと学ぶべきことを学ぶ必要があると思います。

**○矢島委員** 大学入試では基礎学力を測りますので、アクティブラーニングで大学入試を実施したとしても、結局のところ高校における試験結果を参考にするのでは

ないかと思えます。もちろんアクティブラーニングに全く意味がないとは思いませんが。

**○早川教育長** おそらく両方が大事にされる時代になってくると思えます。知識理解面の暗記は必要ですし、コミュニケーションやアクティブラーニングも出来なくてはなりません。ただ、バランスが重要だと思っています。

**○小野木委員** 今の試験が知識偏重になっていることは事実であると私自身も感じています。コミュニケーションをうまく取ることができないまま、社会に出て挫折を味わうこともありますので、教育の立場でコミュニケーション能力を身に付けることは重要であると思えます。その能力は、横の関係だけでなく、年長者や先輩、上司、部下などの縦の関係においても大事ですが、今はその縦の人間関係において、うまくコミュニケーションを取る人が本当に少ないですね。

**○後藤委員長** 大学入試制度を変えるということは本当に大変なことです。工夫が必要だと思えます。

**○小野木委員** そのための予備校も今後できるでしょうね。

**○後藤委員長** そのほかご意見等ありませんか。ないようですので、報告(2)について事務局は説明をお願いします。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 平成26年第14回の定例会において、要保護及び準要保護児童生徒の認定の途中経過についてご説明申し上げましたが、平成26年度の認定事務が完了しましたのでご報告申し上げます。17ページの一番下をご覧ください。平成26年度の要保護認定児童生徒の合計人数は295人、準要保護認定児童生徒は4,152人です。全児童生徒に対する要保護及び準要保護児童生徒の割合は13.3%です。平成25年度と平成26年度と比較しますと、大きな増減はない状況です。18ページで、その推移をグラフに表しております。19ページをご覧ください。今年度の準要保護児童生徒の審査状況をまとめた資料でございます。総申請者数は4,318人ございました。そのうち書類審査で認定された者が2,350人、所得が生活扶助基準の1.3倍未満で認定された者が1,785人、1.3倍以上ではあるものの他の事由により認定された者が17人でございます。認定された者の合計は4,152人、申請を却下された者が140人、審査不能者が26人という結果でございます。20ページをご覧ください。各期の認定者数を学校ごとに表示したものでございます。22ページをご覧ください。記載の数値は、平成26年度の学校別の認定者数でございます。割合の高い学

校につきましては、後ほど別のページでご説明申し上げます。23ページから24ページは中学校の認定者数でございます。

続いて、25ページをご覧ください。5年間の小学校別の認定数とその割合を一覧で示しています。小学校における割合の平均である13.3%を大きく上回る20%以上の部分を黄色で着色しています。また、過去5年間のうち、20%を超える年度があった学校を赤色で着色しており、該当する学校は徹明小学校、華陽小学校、黒野小学校、藍川小学校、芥見東小学校の5校でした。中学校については26ページをご覧ください。ご覧のとおり、梅林中学校、厚見中学校、藍川東中学校、藍川北中学校での割合が高くなっています。27ページは、それぞれの割合の高い学校の推移をグラフで表示したものでございます。オレンジ色が平均値です。グラフでは、華陽小学校の割合が非常に高くなっていますが、これは小規模校で、少しの人数の変化が割合に大きく影響することに起因しています。藍川小学校については、今年度と昨年度から、やや減少傾向にあると思われます。28ページは、中学校における状況を示しています。

**○後藤委員長** 只今のご説明に関して、ご質問・ご意見等ありませんか。

**○早川教育長** 校区別のデータはほかで公表していますか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 公表していません。

**○早川教育長** 要保護及び準要保護の認定児童生徒数が25%を超えた場合、事務職員が加配されますか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 確認します。

**○矢島委員** あまり変わらないとの説明でしたが、全体的には漸増で右肩上がりではないでしょうか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 直近の4、5年は13%台でございます。

**○早川教育長** 児童生徒全体としては高学歴化、少子化が進んでいますが、低所得者層は世代の交替が非常に速くなっていると、産婦人科の先生が話しています。そのことは我々も実感しています。ようやく中学校を卒業したと思っていると、すぐその子どもが入学してきます。教育格差が経済格差を産み、経済格差が教育格差を産むという状況が見られます。要保護及び準要保護の認定者に、そうした方たちが

大きな割合を占めています。一方、世の中には高学歴でありつつも独身で生きて行こうと考える人もいます。

○**小野木委員** 要保護も準要保護の割合も昨年と同じような状況ですね。

○**後藤委員長** 校区内に低所得者層向けの住宅があるという学校ごとの事情もあります。

○**小野木委員** 増加している学校と減少している学校は、それぞれ学校によって事情が違うのですね。

○**早川教育長** 外国人の方も認定していますか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** しています。

○**後藤委員長** ほかにご意見・ご質問等ありませんか。ないようですので、報告(3)について説明をお願いします。

○**黒田歴史博物館長** 歴史博物館分館の加藤栄三・東一記念美術館において、企画展「軌跡の情景 稲葉徹應展」を開催いたします。29、30ページをご覧ください。30ページに稲葉徹應てつおう氏のプロフィールを掲載しています。この方は、岐阜市在住の洋画家で、日展で特選に2回選ばれ、日展の審査員を経験されているなど、日展を中心に活躍されています。また、日展系の具象絵画の美術研究団体である日洋会の理事兼事務局長を務められ、日展の洋画において将来を嘱望されている方です。今回の企画展は、稲葉氏の若い頃の日展入選作から最近の作品までを広く展示し、皆様に鑑賞していただこうと企画したものです。4月21日火曜日から6月14日日曜日まで開催いたします。よろしくお願いいたします。

○**後藤委員長** 只今のご説明に関して、ご質問・ご意見等ありませんか。ないので、議事日程第6の議事に移ります。第15号議案から第25号議案について、事務局は続けて説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 別冊1の6ページをご覧ください。教育委員会の組織と事務分掌を定める規則である「岐阜市教育委員事務局及び教育機関処務規則」を改正するものでございます。6ページに概要を記載しています。改正の要点が4つございますが、大きなポイントは、2項目の子ども未来部への事務移管に伴う規定の

削除と、4項目の組織上の職に館長を補佐する者として副館長を追加することの2点でございます。

次に、9ページをご覧ください。岐阜市教育委員会事務局、教育委員会が所管する学校及び所管するその他の教育機関に勤務する職員の職名等に関する規則の改正でございます。重要な改正点はこちらも2項目の副館長の追加でございます。なお、1項目は、職名として当分の間出現が予定されていないため削除するものでございます。

続いて15ページをご覧ください。「岐阜市教育委員会事務決裁規則」を改正するものでございます。重要な点は、2の(2)にあるとおり「副館長を置く場合の代決」について、館長不在の場合に、副館長が代決する趣旨の規定を追加するものでございます。

続いて18ページと38ページをご覧ください。先程申し上げましたが、教育委員会所管の育英資金貸付事業とドリームシアター岐阜の設置に関する事務について、子ども未来部に移管するため、教育委員会の規則を廃止するものでございます。

続いて20ページをご覧ください。岐阜市学校結核対策委員会規則について、事務の都合上、委員の任期を1年でなく、年度末と改正するものでございます。

続いて22ページをご覧ください。岐阜市図書館機能等検討委員会規則を廃止するものでございます。新図書館が7月18日に開館する運びとなりましたため、新図書館のあり方を検討してきた審議会を廃止いたします。関連事項がございますので36ページをご覧ください。岐阜市立図書館設置条例施行規則を改正するものでございますが、昨年の9月議会において、図書館機能等検討委員会の後を引き継ぐ形で、新図書館に図書館法に定める図書館協議会を設置する条例が可決されましたので、その図書館協議会の運営の詳細を規則で定めるため改正するものでございます。図書館協議会においては、引き続き、新図書館や分館、図書室のあり方についてご検討いただきます。

戻りまして、25ページをご覧ください。岐阜市小中学校管理規則を改正するものでございます。30ページの岐阜市立特別支援学校管理規則も同様の改正でございますので、合わせてご説明申し上げます。大きな改正点としては、平成27年度からすべての市立小・中・特別支援学校においてコミュニティ・スクール制度を導入し、各学校に学校運営協議会を設置することとなります。これまでコミュニティ・スクール制度を導入していない学校については、学校教育法により学校の評価制度として学校評議員を設け、学校評価を行っていましたが、全ての学校にコミュニティ・スクール制度を導入することとなり、学校運営協議会委員と保護者に学校評価を実施していただくため、規定を改正するものでございます。30ページの特別支援学校管理規則の改正については、先ほどの改正のほか、2学期制の導入を可能にするための規定を整備する改正も行います。

関連して32ページをご覧ください。岐阜市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則について、従来の定員を拡大し、各学校において弾力的に委員会の設置及び運営をできるように改正するものでございます。

36ページと38ページは、岐阜市立図書館設置条例施行規則と岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則についてですが、先程申し上げましたとおり事務の移管に伴う改正であります。

**○後藤委員長** それでは質疑に移ります。只今、説明のありました議案について、ご質問、ご意見等ありませんか。

**○小野木委員** 2学期制とはどういうものですか。

**○早川教育長** 従前の3学期制は、1学期、夏休み、2学期、冬休み、3学期という構成でした。2学期制は、10月頃を境に前期と後期にするものです。それぞれにメリットとデメリットがあり、メリットとして、教員にとっては、成績をつける回数が減るほか、子どもたちにとっては、1学期末に期末テストがなく、7月には部活動に専念できて、夏の大会を迎えられるなど、全体としてゆとりができるなどと言われます。岐阜特別支援学校は、2学期制に移行するという事です。現在、2学期制の学校はどの程度ありますか。

**○後藤委員長** 中学校は結構多く、5割を超えていると思います。小学校は少ないのではないのでしょうか。

**○小野木委員** 実施していない学校は、特別支援学校だけですか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 小・中学校は、すでに制度を設けて運用を開始していますが、特別支援学校に2学期制の制度を設けていませんでした。

**○早川教育長** 2学期制については校長の判断によって実施することとしています。

**○後藤委員長** 学校によっては、10年以上前から実施しています。

**○長谷川教育政策課政策係長** 2学期制は、10月の第2月曜日で、前期と後期を分けていますが、夏休みは3学期制とほぼ同様です。また、区切りの10月の第2月曜日の前後に秋休みが若干あります。ただ、秋休みがあることで年間の休みの日数が多くなるわけではなく、その分だけ夏休みが少し短くなっています。

○**小野木委員** 夏休みの前に通信簿を渡していると思いますが、2学期制の場合それはないわけですね。

○**早川教育長** ありません。

○**後藤委員長** 中学校では、夏休み前に別の形で成績を渡すところもあります。

○**早川教育長** 2学期制も3学期制も本質的に変わることはないと思います。

○**小野木委員** 中学校は半分くらいが2学期制を導入しているのですか。

○**後藤委員長** 半分以上が2学期制だと思います。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 中学校の方が多く、半分以上です。

○**小野木委員** その分、中間試験や期末試験が少ないわけですね。

○**早川教育長** 2学期制に反対する保護者もあり、試験の範囲が広がるため、3学期制に戻してほしいという意見もあります。

○**後藤委員長** 中学校の3学期は短いです。3学期制だとすぐ2月にテストを行わなければならない状況にあります。賛否両論ございますが、学校の実態に合わせて実施しています。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 2学期制を導入している学校は、中学校で14校、小学校で6校です。

○**後藤委員長** 明德小学校と長良中学校で10年程前から始まっていたと記憶しています。

○**小野木委員** 私立学校はどのような状況でしょうか。

○**早川教育長** 2学期制が多いと思います。

○**後藤委員長** そのほか、ご意見等ありませんか。ないようですので、採決に移り

ます。第15号議案から第25号議案までの議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、原案のとおり決することといたします。

続いて、秘密会に移る前に次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、4月27日月曜日、午後3時15分から市役所本庁舎4階4-1会議室で会議を行いますので、皆様よろしくお願ひします。

(傍聴者退出、秘密会の準備)

**○後藤委員長** それでは、秘密会の準備が整いましたので、会議を再開します。

(削除)

**○後藤委員長** 以上を持ちまして、本日の議事は終了し、教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時40分閉議閉会